

平成 2 5 年川西町議会

第 3 回臨時会会議録

平成 2 5 年 9 月 3 0 日

平成25年川西町議会第3回臨時会会議録

招集年月日	平成25年9月30日	
招集の場所	川西町役場議場	
開 会	平成25年9月30日 午前10時 宣告	
出席議員	1番 勝島 健      2番 堀 格      3番 伊藤彰夫 4番 石田三郎      5番 今村榮一      6番 松本史郎 8番 森本修司      9番 杉井成行      10番 中嶋正澄 11番 芝 和也      12番 大植 正	
欠席議員	7番 寺澤秀和	
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	町長 竹村匡正 教育長 山嶋健司      理事 坂口 歩 総務部長 森田政美      福祉部長 下間章兆 産業建設部長 松本雅司      会計管理者 寺澤伸和 教育次長 栗原 進      水道部長心得 福本哲也 財政課長 西村俊哉	
本会議に職務のため出席した者の職氏名	議会事務局長 高間隆弘 モニター係 喜多 勲	
本日の会議に付した事件	別紙議事日程に同じ	
会議録署名議員の氏名	議長は会議録署名議員に次の2人を指名した	
	11番 芝 和也 議員	12番 大植 正 議員

## 川西町議会第3回臨時会（議事日程）

平成25年9月30日（月）午前10時00分開会

日 程	議案番号	件 名
第1		会議録署名議員の指名
第2		会期の決定
第3	議案第61号	平成25年度川西町水道事業会計補正予算について
第4	議案第62号	川西小学校改築工事のうち屋内運動場他改築工事請負契約について
第5	議案第63号	訴訟上の和解について
第6	同意第6号	川西町公平委員会委員の選任について
第7	同意第7号	川西町固定資産評価員の選任について

(午前10時00分 開会)

議 長(森本修司君) みなさん、おはようございます。  
これより平成25年川西町議会第3回臨時会を開会いたします。  
会議に先立ち、7番寺澤議員より本日の臨時会への欠席届が提出されております。  
ただいまの出席議員は11名で定足数に達しております。よって議会は成立いたしましたので、これより会議を開きます。  
町長より、臨時会招集についての挨拶を受けることにいたします。  
町長。

町 長(竹村匡正君) 本日、川西町議会第3回臨時会を招集致しましたところ議員各位には、大変お忙しい中ご参集下さいまして誠にありがとうございます。  
平素、議員各位には町政の推進につきましてご尽力、ご協力賜り厚くお礼申し上げます。  
本日提案致しますのは水道事業会計補正予算案他2件と人事案件2件でございます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。開会の挨拶とさせていただきます。

議 長(森本修司君) 日程第1 会議録署名議員の指名を行いません。会議録署名議員は会議規則第120条の規定により、11番 芝 和也君及び12番 大植 正君を指名します。  
日程第2、会期の決定についてを議題といたします。  
本臨時会の会期は、本日1日間といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶものあり)

議 長(森本修司君) 異議なしと認め、本臨時会の会期は、本日1日間と決定いたします。  
これより議事に入ります。

日程第3 議案第61号 平成25年度川西町水道事業会計補正予算について、  
日程第4 議案第62号 川西小学校改築工事のうち屋内運動場他改築工事請負契約について、  
日程第5 議案第63号 訴訟上の和解についての3議案を一括議題とし、議案の朗読を省略し、当局の説明を求めます。

町長。

町 長(竹村匡正君) それでは、今議会に上程いたしました議案等の提案要旨についてご説明いたします。  
まず、日程第3 議案第61号 平成25年度川西町水道事業会計補正予算についてでございます。2枚おめくりください。

収益的支出におきまして、平成25年8月20日付けで提訴されました「水道料金管理に係る損害賠償請求事件」に係る弁護士委託料として、105万円の増額補正をお願いするものです。

続きまして、日程第4 議案第62号 川西小学校改築工事のうち屋内運動場他改築工事請負契約についてでございます。これは川西小学校改築工事のうち屋内運動場他改築工事を行うにあたり、その予定価格が条例で定める額である5000

万円を超えることから、地方自治法第96条第1項第5号の規定に基づきまして議会の議決を求めるものでございます。

入札につきましては、6月の学校建設特別委員会で承認をいただきました、校舎等ほか改築工事において指名を行いました6社に技術提案書の提出を求め、3社から技術提案書の提出がありました。この3社について、提出のありました技術提案書の評価による評価点並びに入札金額により選定した結果 株式会社 奥村組が落札者に決定いたしましたので、請負契約の締結についてご承認をお願いするものです。

続きまして、日程第5 議案第63号 訴訟上の和解について でございます。これは、平成22年6月議会におきまして議決いただきました「詐害行為取消等請求事件」について和解を行おうとするもので、町県民税、固定資産税、国民健康保険税、水道料金の本税等の合計約1,082万円の債権について、督促手数料、延滞金を合わせ1,500万円で和解しようとするものでございます。

以上でございます。何とぞよろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

議 長(森本修司君) 提案説明が終わりましたので、ただ今より、議案の審議に入ります。質疑ございませんか

11番芝 和也君。

11番議員(芝 和也君) それでは、議案第61号、62号で若干お尋ねいたします。

まず、61号の水道事業会計の補正についてであります。これは、町長の説明のとおり提訴を受けてのことではありますが、これがまあ結審しまして敗訴の折には町長から前町長上田さんに対して弁償を求めていくという風な内容になるかと思えますし、又逆の場合はその必要が当然無いわけではありますが、いずれにせよ結果を裁判にゆだね、それに従うのかそのへんについて確認をしたいと思えます。又提訴を受けた後、私と町長との話の中では、今般の事案については問題提起としては異論は無いという旨の話も町長おっしゃっていた様に思いますが、結局私自身は、町長が未回収問題の解決に向けて取り組む機会を得たと、このような意味合いでおっしゃってるなあと感じてましたけれどもそこらへんについてお伺いしたいと思います。よろしくお願いします。

議 長(森本修司君) 町長。

町 長(竹村匡正君) 芝議員がおっしゃいました裁判の結果次第ということですが現在裁判途上でございますので、結果については判明次第また検討したいと思っております。あと問題提起について異論はないということでございますが、滞納しているということにつきましてしっかり督促して回収していきたいと、住民の皆様を代表して提訴されたということでございますので真摯にそれを受け止めて、しっかり滞納金については回収していきたいと考えておる次第でございます。以上です。

議 長(森本修司君) 芝議員

11番議員(芝 和也君) 裁判ということですがけれども最終的に結審した場合、結審どおりそれに従うことになるので、そういうことやなあという意味合いでの確認ではありますが、町長としても本町のこれまでの対応も含めて基本的にうけて立とうということで現時点では臨んでおられると思っておりますので、そのへんについて今一度確認し

ておきたいというふうに思います。それと提訴そのものについての問題提起としての捉え方ですけれども、今お述べのように回収については、責任を持ってあたっていくという旨のことをおっしゃっておりますが、そういう点でいうと今回機会を得たということですので、そこからきちんと教訓化を見出してそういうつを再び踏んでいくことが無い様に筋道をたてていくというふうに町長の思いからは理解をしますけれどもそのへん町長自身の思惑をお示しいただきたいと思います。

議 長(森本修司君) 町長。

町 長(竹村匡正君) 先ほども申し上げましたとおり問題提起して頂いたのは結構なんですけれども、争点については現在争っている途上でございますので、私からはしっかり回収してくれよという叱咤激励と受け止めまして、しっかり滞納分については回収していきたいと思っております。以上です。

議 長(森本修司君) 芝議員。

11番議員(芝 和也君) 議案62号小学校の2期工事の請負契約ついてであります。公募型の指名競争総合評価落札方式という方式で入札に臨んでいることですが、いずれにしても入札時の競争性の確保については異論が無いところと存じますがそのへん競争性をしっかり確保していくことについての町長のご認識をお述べいただきたいというふうに思います。それから、その場合の競争性ですけれども競争率が高いのと低いのと比べました場合当たり前の話ですけれども高い方が競争性に富むということになると存じますが、そのへん見方としてはそのとおりだと思うんですけれども町長のご見解をお聞きしたいというふうに思います。よろしく願いします。

議 長(森本修司君) 町長。

町 長(竹村匡正君) 競争性の確保という件でございますが、今回1期工事に指名した6社に案内を出しており、その内の3社が辞退し3社が入札に参加している状況でございますが競争性については十分確保されていると考えております。詳細につきましては関係部局から説明させていただきます。以上です。

議 長(森本修司君) 教育次長。

教育次長(栗原 進君) 競争性についてでございますが、一般競争入札というかたちの入札がありますが今回の入札は当初の第1期工事につきましては一般競争入札で行うべく川西町に指名願を提出しておられる業者さん、全体で言うと約30社余りあったかと確認しておりますが、その中で要件を充たしている13社をピックアップさせて頂きましてそこに要請書の提出を依頼しております。一般競争入札をする場合は公示をしてその期間に業者さんから応募に手を上げていただくというかたちになりますが、その期間を短縮するために、こちらから要請書を13社に発送させていただきましたので、あくまでも町の考えとしては、一般競争入札と同等でやっていると考えております。以上です。

議 長(森本修司君) 芝議員。

11番議員(芝 和也君) 経過については、私も承知しておりますのでそれはそれで良いわけですし、ようは入札をしますけれどもそのときに競争性がきちんと確保されているという入札をするということには異論は無いのかとそういうことで確認したま

でなんですけれども、その場合の競争がようけで競争した競争性が高いのと、ちょっとで競争した低いのとではようけで競争した方が当然競争性があると私は思いますけれども、そのへん町長はどういうふうに競争性の見方について、どうお感じになっておられるかということをお聞きしたところであります。なかなか質問の仕方が意味が捉えにくい質問で申し訳ありませんが、そういうことですので率直な町長のご所見をお聞かせいただけたらというふうに思っております。また、今般先ほど言いましたように公募型の入札ということで、一応簡易型総合評価指名競争入札落札方式で実施をしている事になりますので緒に就いたばかりでの地方自治体レベルの入札方式としては取り組みのようでありますから、これから全体的にもどこの自治体でもこういう方向に切り替わっていきだろろうというふうに思いますけれどもそういう点では、公募型というふうに称する以上は、名実ともにオープンにした、いわゆる指名業者を指定する公募型という名前をわざわざ付けるのではなくて公募型と付けている以上、今後は一般競争入札の方向にもっていったらどうかというふうに思いますけれども、そのへん、そういう方向で望むお考えかどうかお聞かせ頂きたいというふうに思います。長くなりましたが競争性の確保という事についてはようけで競争するのとちょっとで競争するのでは、ようけの方が競争性があると思いますがそのへんの見方はどうお持ちかということと、今後の競争入札については、一般競争の方向で臨んでいこうという考えがあるか無いか、そのへんをお聞かせ頂いたらと存じます。よろしくお願ひします。

議 長(森本修司君) 町長。

町 長(竹村匡正君) おそらく、芝議員がおっしゃられるのは一般競争入札の方が指名入札よりも、ようけの業者が応募してくれるんじゃないかという意味合いかと思われるんですが、指名競争入札の指名願ひってというのは、町でまず公募してそれに業者さんが町の事業に対して工事を請負いたいということで指名を出される手順になると思うんですけれども、指名願ひを出さないのは町の事業に興味が無いのではないかと私は考えておりますので、仮にこれが一般競争入札になったとしても指名競争入札と同じ業者しか応募してこないと私は考えておりますので、今後につきましても従来どおり指名競争入札というかたちで対応させていただきたいと考えております。以上です。

議 長(森本修司君) 他に質疑ありませんか。

( 「なし」と呼ぶものあり )

議 長(森本修司君) 質疑がないようですので、質疑を終わり、これより討論に入ります。討論ありませんか。

堀 議員

2 番 議員(堀 格君) 賛成の立場で申しあげたいと思います。

まず水道事業の案件でありますけれども先ほど申された同僚議員も含めまして、これまで水道会計については十分審査して承認してきた訳であります。われわれとしては水道部の人たちがですね、回収に一生懸命やってくれたと思っておりますが、裁判つきましてはいろいろ訴訟上の取り扱いの問題とかテクニック上の問題がありますから楽観せずにはですね対応してほしいと思っておりますが、いずれにいたしましても

堂々と受けて立って裁判をやっていただきたいというふうに思います。

それから、学校の改築工事の関係であります。今回1期工事で争ったところがもう1回争ってその中の1社落札したということです。一部には、同じ工業者にやってもらった方が良いという意見も無くはないと思いますが、いずれにいたしましても世の中の状況がですね昨年度までは、一般賃金というのは低下傾向にあるという新聞の報道もありますけれども2013年になってですね基本賃金といいますか例月給与は必ずしもあがってないなどおもいますが臨時給与のゾーンが大手企業はじめとしてあがってきております。ということは、全体としてですね人件費があがってきているというふうにみないといけないと思います。そういうことからいきますと今回の工事ですね完成するまでに2年かかる訳であります27年3月末といわれております。そのへんで出来上がりがいかに良いものを作るかということになりますと熟練工といいますか熟練労働者をいかにして集めるかということになってくるかと思いますが、そのへん教育委員会の方もですね設計会社も含めましてそのへんのできるだけ熟練工を集めていただくようにですね、お願いして立派なものを作りあげていただきたいというふうに思います。以上でございます。

議長(森本修司君) 他に討論ありませんか。

芝議員

11番議員(芝 和也君) それでは、議案第61号から第63号までの、今般提出の議案3本に対する討論を行います。態度表明としましては、全て賛成の立場からのものであります。

まず、61号の25年度の水道事業の補正予算であります。これは町長が水道料金の未回収問題で住民から提訴を受けた事に関しまして、その解決の為の弁護士費用の計上であります。本件では、このまま裁判を経過し、敗訴ならば未回収金の弁償を現町長の竹村さんが前町長の上田さんに求めていく事になりますので、本件に関して町長とされては、事の是非を裁判所にゆだねる事にされたようでありますが、私はその判断については賛成しかねます。それは、弁償を求めるのか否かの判断が問題の本質では無いと考えるからであります。そもそも、料金の未回収は積年存在するわけですし、その回収については、水道管理者である川西町長が責任問われる事は当然の話であります。当該事業に取り組むに当たって、料金未納が生じない事はあり得ませんし、未納が発生する事そのものを問題にはしませんが、その対応の処し方については、中身が問われる問題であります。それは、未払いの中身にも当然関わる問題ですし、また、きちんと回収に務めたにも関わらず、未払いが解決を見なかったのかどうかという対処の中身でも、問われる問題であります。町長は、ここらへんの問題に関しては、これまでの本町の対応は基本的にクリアーしているとお考えでの今般の判断と存じますが、一方で、争点の是非は別にしまして問題提起としては、異論の無い旨その意向を本件提訴後にお示しでありますので、ならば、ここはきちんと実態の掌握に努め、先ほどお述べのように事実を確認した上で事の次第を有りのままに受け止められまして、竹村町長が町長としての責任において、未払金の回収にせよ、前町長の責任の所在にせよ、自らが判断して行動し町としての姿勢をきちんと示す事が肝心ではと、私としては考えるところであります。

す。その上に立って、当事者には竹村町長自らがまずは姿勢を示されまして、本町の行いと決意を持って納得頂く方向で解決の道を探られん事を求めるものであります。今般の弁護士費用の予算計上そのものには反対はしませんが、ことの処理方法や対処の仕方について以上の旨申し添えるものであります。

次に62号の小学校の第二期工事の請負契約についてであります。今般も1期工事と同じく入札の方法は、簡易型総合評価指名競争入札落札方式をもって実施されました。この方法は従前本町が採用しておりました価格だけの指名競争入札の方式に比べれば、同じ指名競争の方式を採用していても技術力等、その業者の持つこれまでの経験と実績が評価の過程でウエイトを占める等、単なる価格だけの競争に比べますと格段に業者の信頼度が競争原理に反映される事に成っていますので、入札の方法としては改善が認められます。また、今後は地方自治体レベルでも国交省の取り組み同様に、こうした入札方法を取り入れていく事が主流になってくるものと考えますがまだ緒に就いたばかりでありますので試行錯誤はありましようが、本町の入札が、より競争性が発揮され公金の支出に関して公平性と効率性に富んだ方向で改善される事に大いに期待すると同時に、その為にもせつかく公募型を取り入れているのでありますならば、指名願いの提出者を対象にするような制約は付けずに広くオープンにした形で実施されん事を改めて求めるものであります。何れにしましても、この2期工事をもって、川西小学校の立て替えは全て完了し、装いも新たに27年春からリニューアルする事となります。こうして建て替わった新しい学校がこれから先、本町学校教育の進展に大いに寄与するものと考えますし、当該施設を巢立っていく子供たちの前途に期待を抱きながら、末永く利用され役立つ施設として繁栄することを祈念する次第であります。

議案第63号訴訟上の和解については異論なく、全て賛成するものであります。以上です。

議 長(森本修司君) 他に討論がありませんか。

( 「なし」と呼ぶものあり )

議 長(森本修司君) 討論がないようですので、討論を終わり、これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議案第61号～議案第63号の3議案についての賛成の方の挙手を求めます。

( 挙手する者あり )

議 長(森本修司君) 賛成全員により、本案件は原案のとおり可決することに決しました。

続きまして、日程第6 同意第6号 川西町公平委員会委員の選任について、日程第7 同意第7号 川西町固定資産評価員の選任についての2議案を一括議題とし、当局の説明をもとめます。

町長

町 長(竹村匡正君) 続きまして、日程第6 同意代6号「川西町公平委員会委員の選任について」でございます。

これは川西町公平委員会委員をお願いしていました嶋田均氏がお亡くなりになら

れましたので、後任として磯城郡川西町大字結崎 1 2 6 5 番地の 5 上田修三氏の選任について同意をお願いするものでございます。

上田氏は、昭和 1 2 年 7 月 3 1 日生まれでございます。職歴といたしましては、御所実業高等学校を卒業された後、高取町役場に入庁され同和対策課長、建設課長、企画管理課長、産業建設課長、収入役を歴任され、昭和 6 2 年 7 月から平成 6 年 8 月まで高取町助役、平成 1 0 年 1 0 月まで高取町土地開発公社常務理事を務められ現在に至っております。

続きまして、日程第 7 同意第 7 号「川西町固定資産評価員の選任について」で  
ございます。

これは、松本ひろ子委員の辞任に伴う後任として、森田政美委員の 1 0 月 1 日付けの選任につきましてご同意をお願いするものです。森田氏は、明日 1 0 月 1 日付けで副町長に就任予定でございますが、これに合わせてご同意をいただくものです。

以上でございます。何とぞご同意賜りますようお願い申し上げます。

議 長(森本修司君) 説明が終わりましたので、ただいまより質疑に入ります。  
質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長(森本修司君) 質疑がないようですので討論を省略しこれより採決に入ります。  
お諮りいたします  
同意第 6 号について賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

賛成全員により、本案件は原案のとおり同意することに決しました。

お諮りいたします

同意第 7 号について賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

賛成全員により、本案件は原案のとおり同意することに決しました。

ただいま同意いたしました上田修三委員にお越しいただいておりますので、挨拶を受けることにいたします。

どうぞお入りください

(上田修三君 入場)

議 長(森本修司君) 挨拶をお願いします。

公平委員(上田修三君) 失礼致します。ただいまご紹介をいただきました上田でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。この度川西町の公平委員会委員にご選任頂き誠にありがとうございます。今後は委員と致しましてあたえられた職務に誠実に務めてまいりたいとこのように覚悟いたしておるところでございます。どうか、みなさんのご指導、ご鞭撻をよろしくお願い申し上げます。甚だ簡単でございますけれどもご挨拶にさせていただきます。今後ともよろしくお願いいたします。

ありがとうございます。

(拍手)

議 長(森本修司君) どうもご苦勞様でした。

(上田修三君 退場)

議 長(森本修司君) 以上をもちまして、本臨時会の日程はすべて終了いたしました。閉会にあたり、町長より閉会の挨拶を受けることに致します。

町 長(竹村匡正君) 閉会にあたりまして、一言ご挨拶申し上げます。提出いたしました各議案につきまして、慎重にご審議を賜り議決頂きましたこと厚くお礼申し上げます。議員各位には、今後も町政の推進のためにより一層のご指導、ご協力賜りますことをお願い申し上げます。閉会のご挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

議 長(森本修司君) これをもちまして、平成25年川西町議会第3回臨時会を閉会いたします。

ありがとうございました。

(午前10時31分 閉 会)

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

平成25年9月30日

川西町議会  
議長

署名議員

署名議員

(議決の結果)

議案番号	件名	議決月日	審議結果
議案第 61 号	平成 25 年度水道事業会計補正予算について	9 月 30 日	原案可決
議案第 62 号	川西小学校改築工事にうち屋内運動場他改築工事請負契約について	9 月 30 日	原案可決
議案第 63 号	訴訟上の和解について	9 月 30 日	原案可決
同意第 6 号	川西町公平委員会委員の選任について	9 月 30 日	原案同意
同意第 7 号	川西町固定資産評価員の選任について	9 月 30 日	原案同意